

一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成18年度実績）について

【連絡先】

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

代 表 03-3581-3351（内線 6848・6852）

平成18年度における全国の一般廃棄物（ごみ及びし尿）の排出及び処理状況等に関する状況について調査し、その結果を取りまとめたので公表します。結果の概要は次のとおり。

1. ごみの排出・処理状況

(1) ごみ排出の状況：ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量ともに減少。

- ・ ごみ総排出量 5,204 万トン（前年度 5,272 万トン） [1.3 % 減]
- ・ 1人1日当たりのごみ排出量 1,116 グラム（前年度 1,131 グラム） [1.3 % 減]

(2) ごみ処理の状況：総資源化量・リサイクル率は着実に増加、最終処分量は前年比7.1%減少。

- ・ 総資源化量（再生利用量） 1,022 万トン（前年度 1,003 万トン） [1.9 % 増]
- ・ 中間処理による減量 3,505 万トン（前年度 3,540 万トン）
- ・ 最終処分量 681 万トン（前年度 733 万トン） [7.1 % 減]
- ・ 減量処理率 97.5 % （前年度 97.1%）
- ・ 直接埋立率 2.5 % （前年度 2.9%）
- ・ リサイクル率 19.6 % （前年度 19.0%） [0.6 ポイント増]

2. ごみ焼却施設の状況：ごみ焼却施設の集約化により施設数は減少。1施設当たりの処理能力は微増。

・発電設備を有する施設は全体の22.5%。総発電能力は増加。

（平成18年度末現在）

- ・ 施設数 1,301 施設（前年度 1,318 施設） [1.3 % 減]
- ・ 処理能力 190,015 トン/日（前年度 189,458 トン/日）
- ・ 1施設当たりの処理能力 146 トン/日（前年度 144 トン/日）
- ・ 余熱利用を行う施設数 877 施設（前年度 904 施設）
- ・ 発電設備を有する施設数 293 施設（前年度 286 施設）（全体の22.5%）
- ・ 総発電能力 1,590 千kW（前年度 1,512 千kW） [5.0 % 増]

3. 最終処分場の状況：・残余容量は平成10年度以降8年間続けて減少、最終処分場の数は平成8年度以降10年間続けて減少し、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況。

・最終処分量が減少していることから、残余年数は増加。

・関東ブロック、中部ブロック等では、最終処分場の確保ができず、域外に廃棄物が流出し、最終処分が広域化。

(平成18年度末現在)

・残余容量 1億3,036 万m³ (前年度 1億3,298 万m³) [2.0 % 減]
 ・残余年数 15.6 年 (前年度 14.8 年)

4. 廃棄物処理事業経費の状況：ごみ処理事業経費及びその内訳は減少。

・ごみ処理事業経費 18,627 億円 (前年度 19,025 億円)
 うち
 建設改良費 2,443 億円 (前年度 2,796 億円)
 処理・維持管理費 15,088 億円 (前年度 15,137 億円)

5. 3R取組のベスト3

| | 人口10万人未満 | 人口10万人以上 50万人未満 | 人口50万人以上 |
|---|---|--|---|
| リデュース (1人1日当たりの ごみ排出量) 全国：1,116 グラム/人日 | 1. 奈良県 野迫川村 138.8 グラム/人日 2. 徳島県 佐那河内村 297.5 グラム/人日 3. 福島県 葛尾村 301.5 グラム/人日 | 1. 沖縄県 うるま市 755.1 グラム/人日 2. 長野県 佐久市 774.4 グラム/人日 3. 東京都 小金井市 798.8 グラム/人日 | 1. 愛媛県 松山市 908.7 グラム/人日 2. 東京都 八王子市 964.1 グラム/人日 3. 広島県 広島市 969.6 グラム/人日 |
| リサイクル (リサイクル率) 全国：19.6 % | 1. 鹿児島県 大崎町 80.0 % 2. 長野県 筑北村 76.6 % 3. 徳島県 上勝町 75.5 % | 1. 神奈川県 鎌倉市 50.0 % 2. 東京都 調布市 48.5 % 3. 東京都 小金井市 46.6 % | 1. 東京都 八王子市 32.1 % 2. 神奈川県 横浜市 26.0 % 3. 千葉県 千葉市 24.9 % |
| エネルギー回収 (ごみ処理量当たりの 発電電力量) 全国：183 kWh/ト | 1. 千葉県 千葉市 2. 福岡県 北九州市 3. 大阪府 大阪市 | | 698 kWh/ト 684 kWh/ト 568 kWh/ト |

注：ごみ燃料化施設及びセメント原燃料化施設にて中間処理された量を中間処理後再生利用量から差し引きリサイクル率を算出

一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成18年度実績）について

環境省では、全国の市町村及び特別地方公共団体(1,827市区町村及び625 一部事務組合)に対し「一般廃棄物処理事業実態調査（平成18年度実績）」を行った。

本調査結果は、平成18年度1年間の実績又は、平成18年度末（平成19年3月31日）現在の、ごみ・し尿の排出処理状況、廃棄物処理事業経費・人員、一般廃棄物処理施設の整備状況等について、取りまとめたものである。人口については平成18年10月1日現在であるが、一部は平成19年3月31日である。

注1：以下の図表等の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合がある。

注2：「ごみ総排出量」とは廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、基本方針）における「一般廃棄物の排出量」と同様とする。

$$\text{ごみ総排出量} = \text{収集ごみ量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

ごみ処理

1. ごみの排出・処理状況

(1) 全国のごみ総排出量

平成18年度におけるごみ総排出量は5,204万トン（東京ドーム約140杯分^(注3)）、1人1日当たりのごみ排出量は1,116グラムである。

ごみ総排出量は平成12年度以降継続的に減少し、基本方針でベースラインとしている平成9年度5,310万トンを2年連続で下まわった（図-1）。また、1人1日当たり排出量はピーク値の平成12年度から約6%減少した。

注3：ごみの比重を0.3t/m³として算出。（東京ドーム地上部の容積：1,240,000m³）

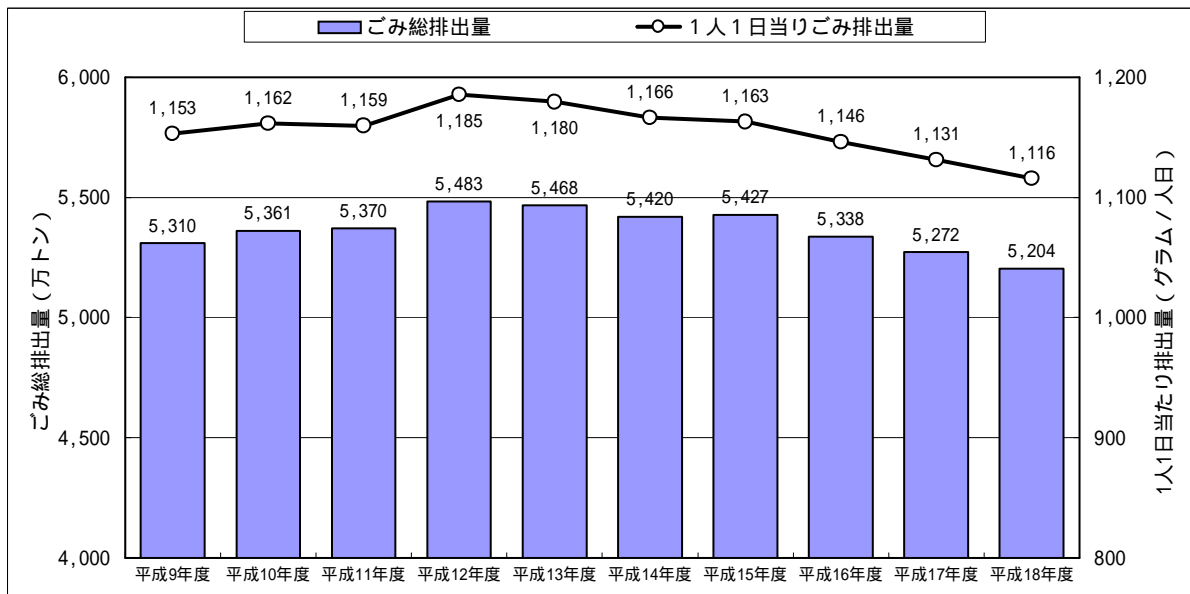


図 - 1 ごみ総排出量の推移

ごみの排出量を排出形態別で見ると、平成18年度において、生活系ごみが3,316万トン、事業系ごみが1,582万トンであり、生活系ごみが約64%を占める（図 - 2）。

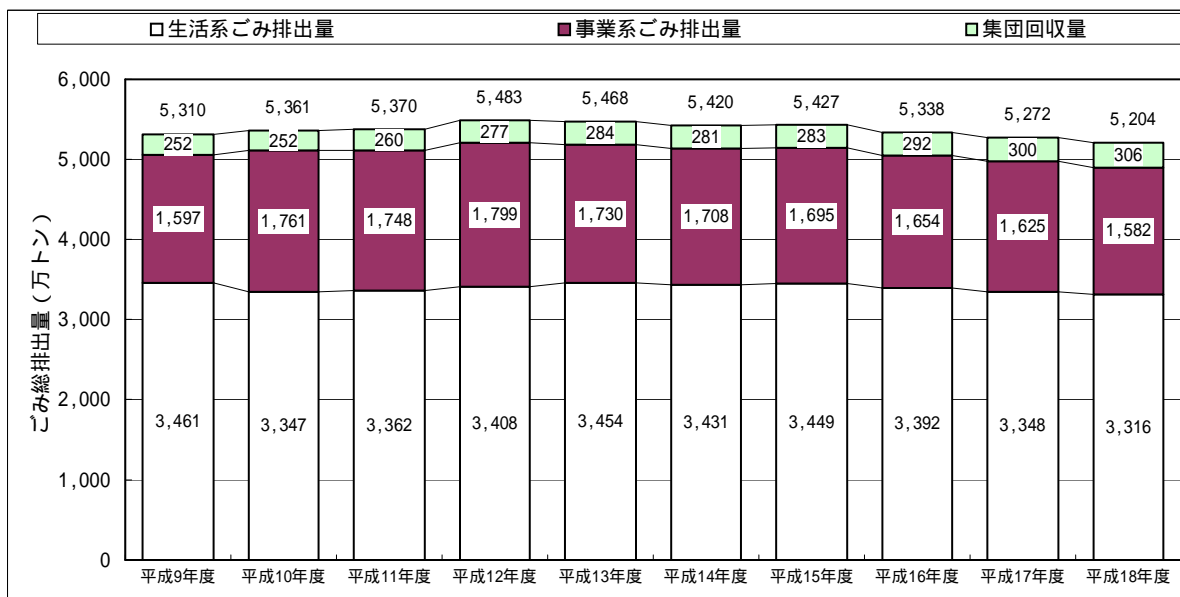


図 - 2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

* 生活系ごみの数値：家庭のごみ。ただし、推計による場合は、市町村収集と委託業者の収集の合計。

事業系ごみの数値：事業所のごみ。ただし、推計による場合は、許可業者収集と直接搬入の合計。

(2) ごみ処理の状況

ごみの総処理量^(注4)は4,902万トンであり、そのうち、焼却・破碎・選別等により中間処理された量（中間処理量）は4,525万トン、再生業者等へ直接搬入された量（直接資源化量）は257万トンで、この両者でごみの総処理量の98%（減量処理率^(注5)）を占める。

- ・中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は459万トンで、これに直接資源化量と集団回収量を合計した総資源化量は1,022万トンである。

- ・中間処理により減量化された量は3,505万トンであり、中間処理されずに直接最終処分された量は120万トンであり、直接埋立率はごみの総処理量の2.5%である（図 - 3）。

- ・平成18年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量は281万トン^(注6)であるが、容器包装の再商品化量は総資源化量（1,022万トン）に含まれている。

- ・なお、平成18年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は45万トン^(注7)、このうち再商品化量が34万トン^(注7)であり、これを含めると総資源化量は1,056万トンとなる。

注4：ごみの総処理量 = 中間処理量 + 直接最終処分量 + 直接資源化量 であり、「計画処理量」とは、計量誤差等により一致しない。

注5：減量処理率（%） = [（中間処理量） + （直接資源化量）] ÷（ごみの総処理量） × 100

注6：出典「平成18年度容器包装リサイクル法に基づき市町村の分別収集及び再商品化の実績について」

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）

注7：出典「家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について」

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）

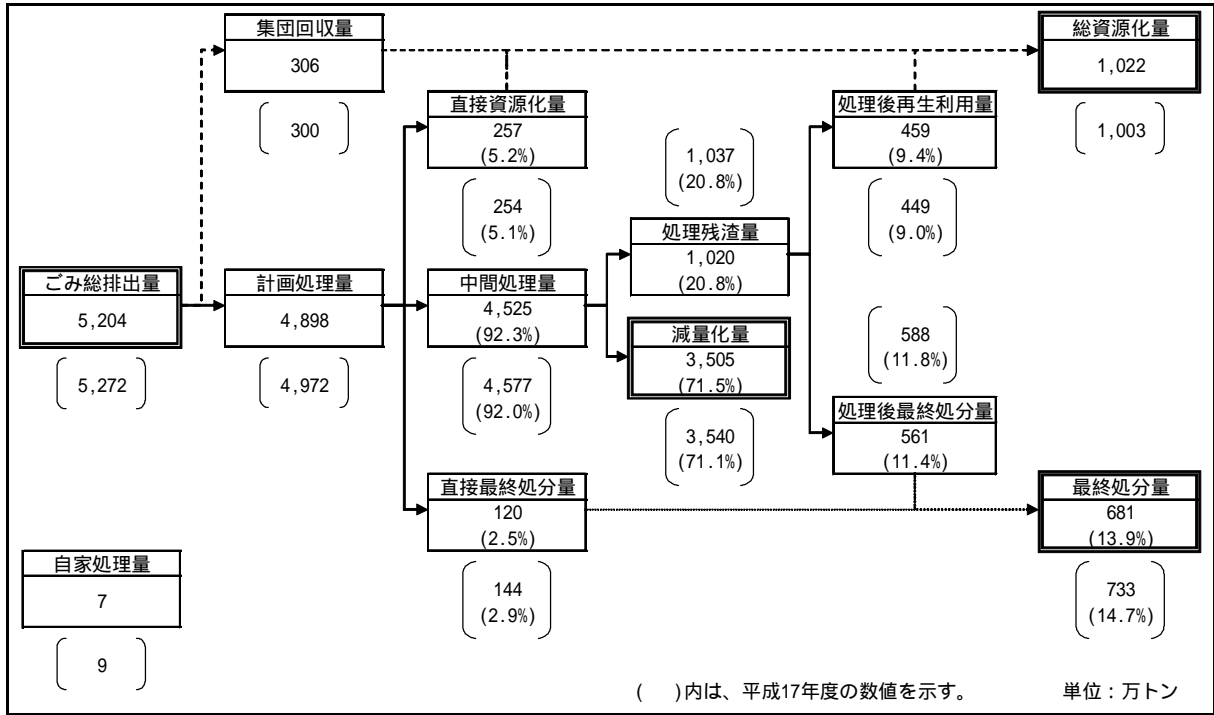


図 - 3 全国のごみ処理のフロー

中間処理量のうち、直接焼却された量は3,807万トンであり、直接焼却率はごみの総処理量の77.7%である(図 - 4)。直接焼却された量については平成15年度以降は顕著な減少傾向が認められる。

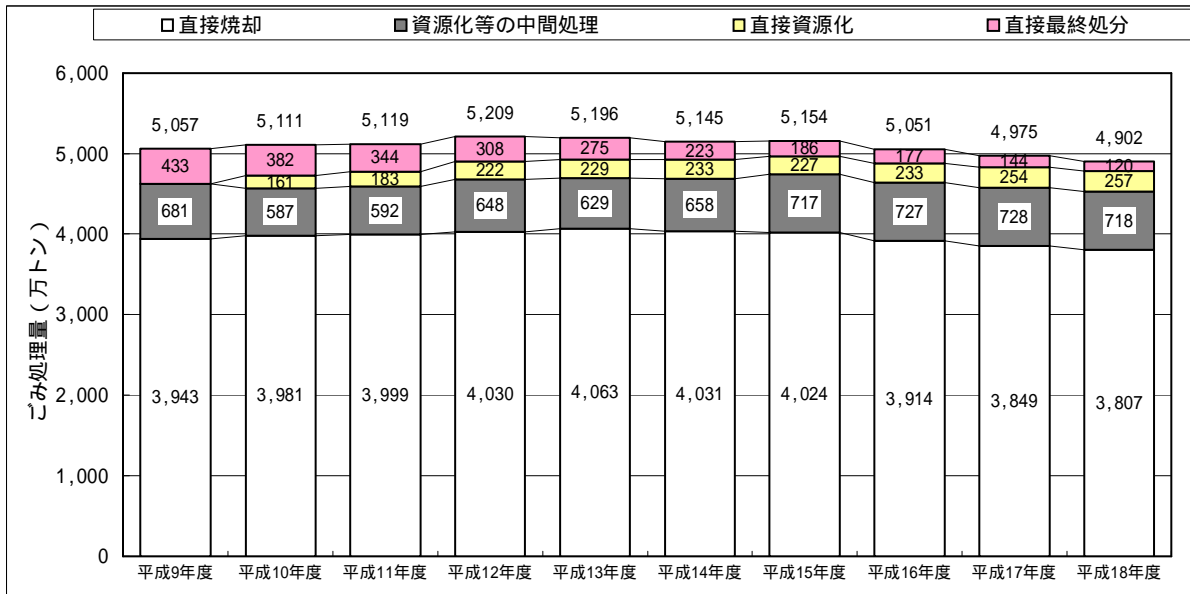


図 - 4 ごみの総処理量の推移

直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量とを合計した最終処分量は681万トン、1人1日当たりの最終処分量は146グラムであり、減少傾向が継続している（図 - 5）。

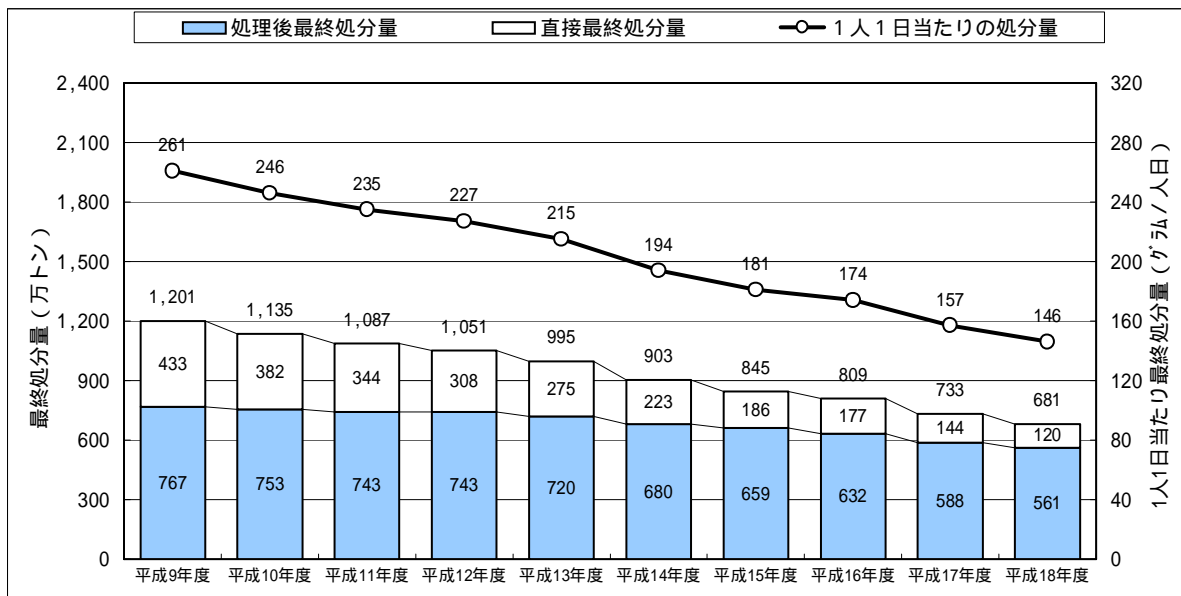


図 - 5 最終処分量の推移

(3) リサイクルの状況

市区町村等において分別収集により直接資源化された量及び中間処理後に再生利用された量の合計は716万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は306万トンである（図 - 6）。

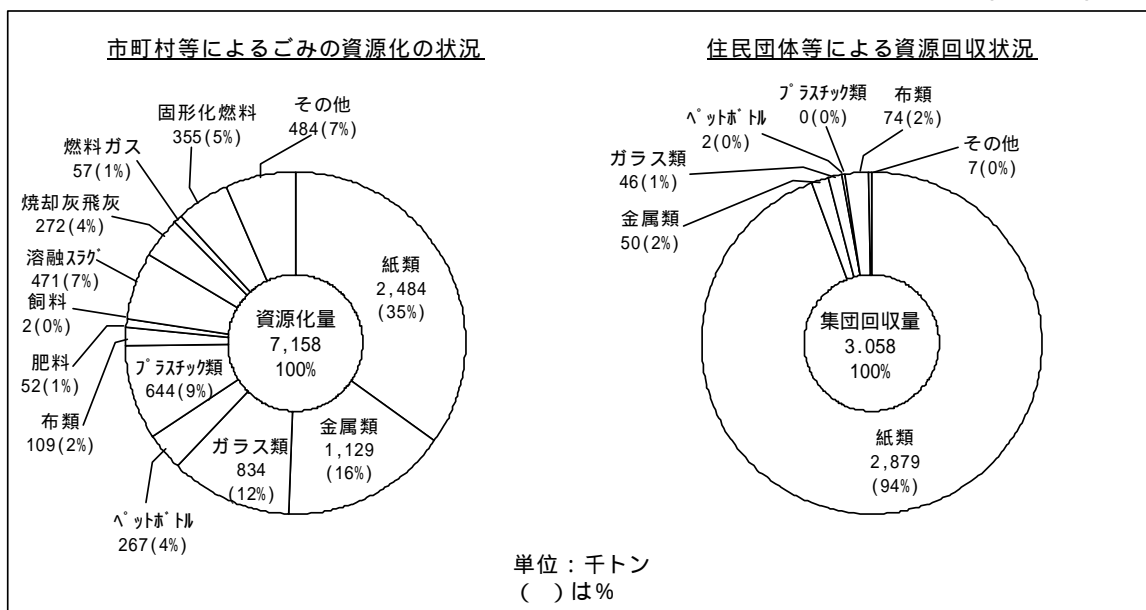


図 - 6 資源化量の品目別内訳

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収とを合わせた総資源化量は1,022万トン、リサイクル率^(注8)は19.6%であり、総資源化量、リサイクル率ともに着実に上昇している(図-7)。

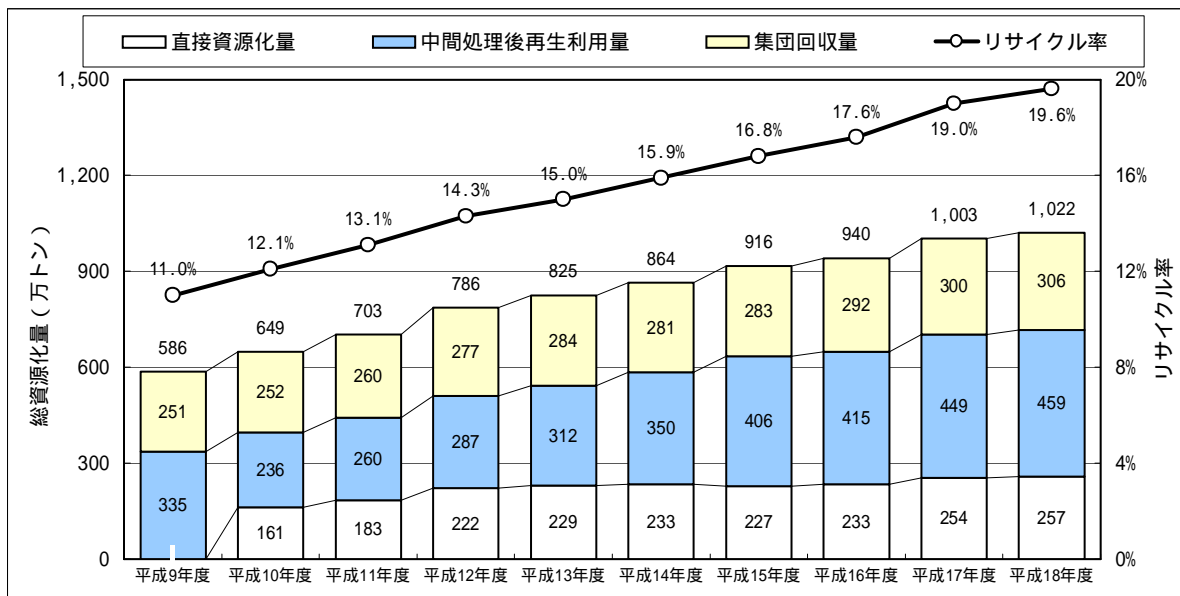


図-7 総資源化量とリサイクル率の推移^(注9)

$$\text{注8：リサイクル率(\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(参考)

家電4品目の家電処理量及び家電再商品化量^(注7)を考慮した場合のリサイクル率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率(\%)} &= \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 20.1\% \end{aligned}$$

ごみ燃料化をエネルギー回収とし、リサイクルから除いた場合のリサイクル率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率(\%)} &= \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量(ごみ燃料化を除く)} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 19.3\% \end{aligned}$$

注9：「直接資源化量」は平成10年度実態調査より新たに設けられた項目であり、平成9年度までは、「中間処理後再生利用量」に計上されていた。

(4) 災害廃棄物の状況

災害廃棄物処理事業国庫補助金の適用を受けて処理を行った災害廃棄物の量は13万トンである

(図 - 8)。

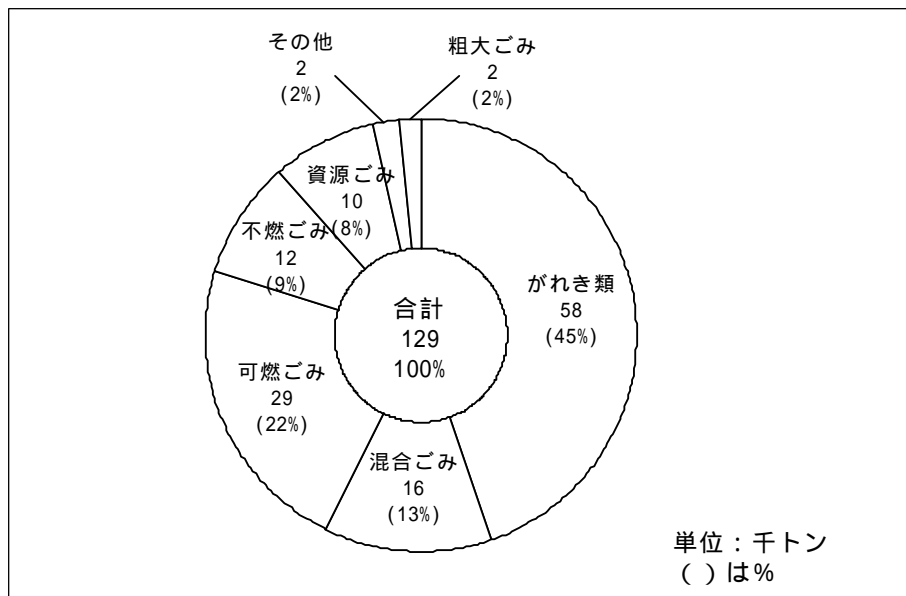


図 - 8 災害廃棄物の内訳

2. ごみ焼却施設の整備状況(着工ベース)

平成18年度末現在のごみ焼却施設数は1,301施設(うち平成18年度中の新設は23施設)であり、処理能力の合計は190,015トン/日である(表-2)。図-9、10に施設数及び処理能力の推移を、図-11に施設規模別の内訳を示す。

表-2 ごみ焼却施設の種別施設数・処理能力

| 施設の種別 | 焼却(ガス溶融・改質、炭化、その他以外) | ガス化溶融・改質 | | 炭化 | | その他 | | 合計 | | |
|-------|----------------------|-----------|--------|----------|------|------|------|-------|---------|-----------|
| | | 施設数 | 処理能力 | 施設数 | 処理能力 | 施設数 | 処理能力 | 施設数 | 処理能力 | |
| 施設数 | 1,205 | (1,230) | 83 | (77) | 3 | (2) | 10 | (9) | 1,301 | (1,318) |
| 処理能力 | 176,286 | (177,283) | 12,802 | (11,119) | 104 | (90) | 824 | (966) | 190,015 | (189,458) |

(処理能力：トン/日)
(カッコ内は平成17年度データ)

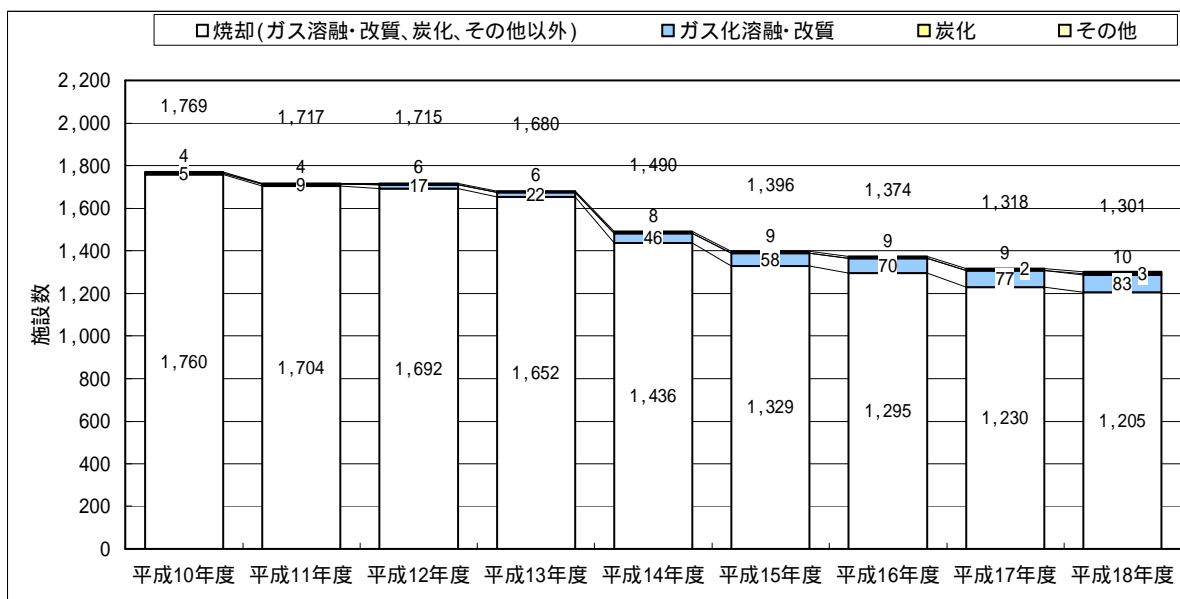


図-9 ごみ焼却施設の種別施設数の推移

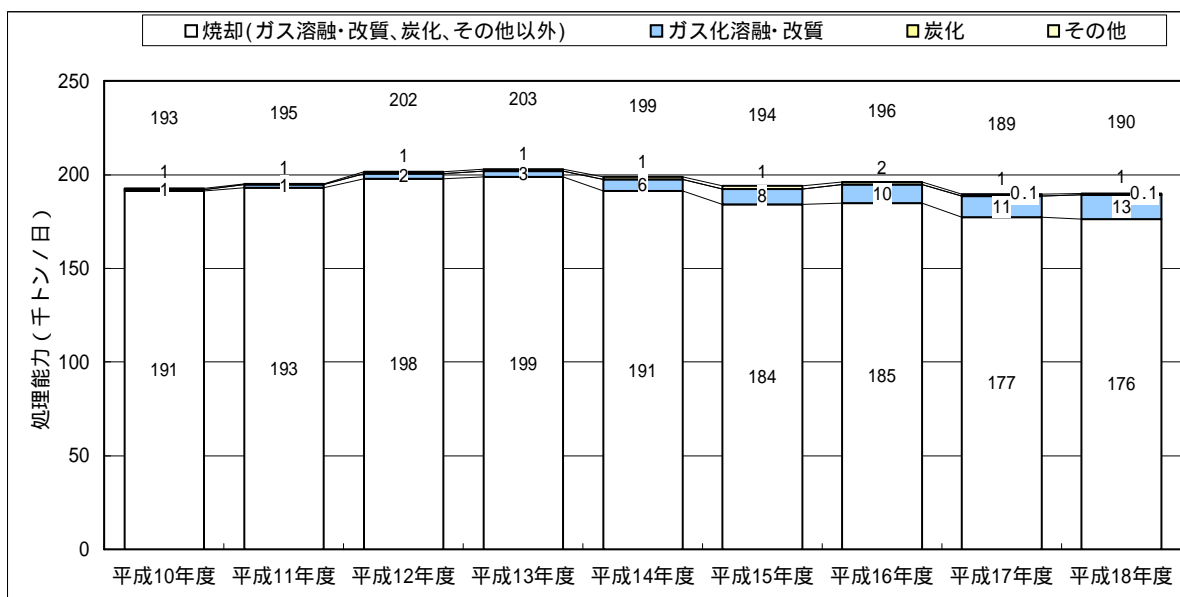


図-10 ごみ焼却施設の種別処理能力の推移

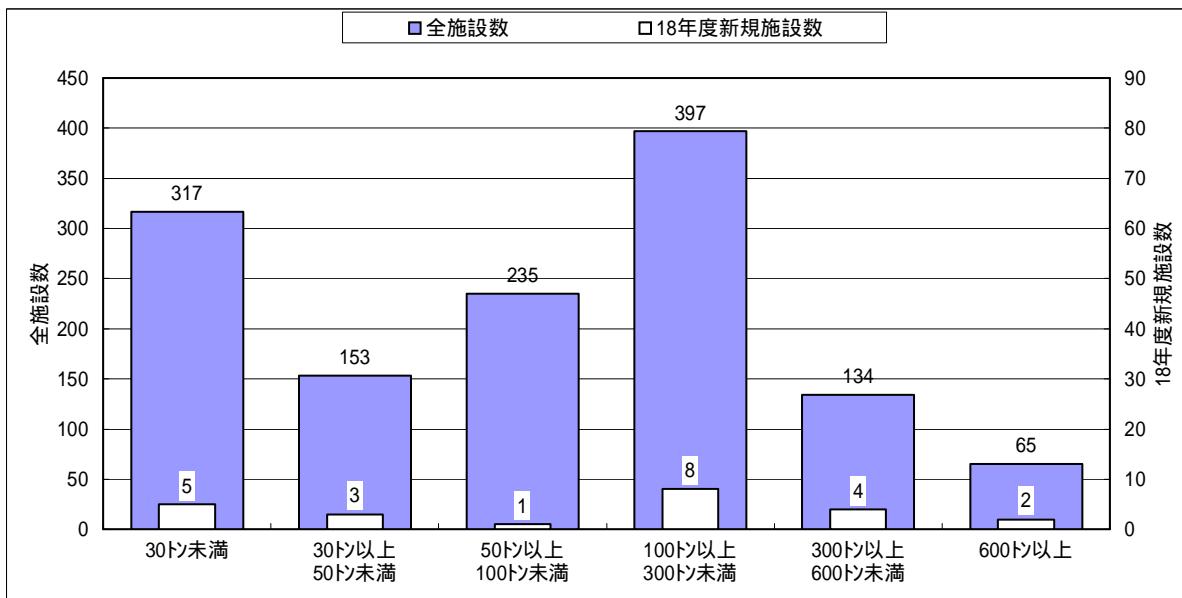


図 - 1 1 ごみ焼却施設の規模別施設数

余熱の利用については、全体の約7割の877 施設で実施されており、具体的な利用方法としては、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯での利用や、施設外での利用として温水プール等への温水・熱供給、地域への熱供給等がある（表 - 3、図 - 1 2）。

表 - 3 ごみ焼却施設の余熱利用状況

| 余熱利用 の状況 | 余熱利用あり | | | | | | | 余熱利用 無し | |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| | 場内温水 | 場外温水 | 場内蒸気 | 場外蒸気 | 場内発電 | 場外発電 | その他 | | |
| 施設数 | 877 (904) | 812 (840) | 264 (273) | 235 (230) | 103 (102) | 292 (285) | 186 (179) | 63 (62) | 424 (414) |

(カッコ内は平成17年度データ)

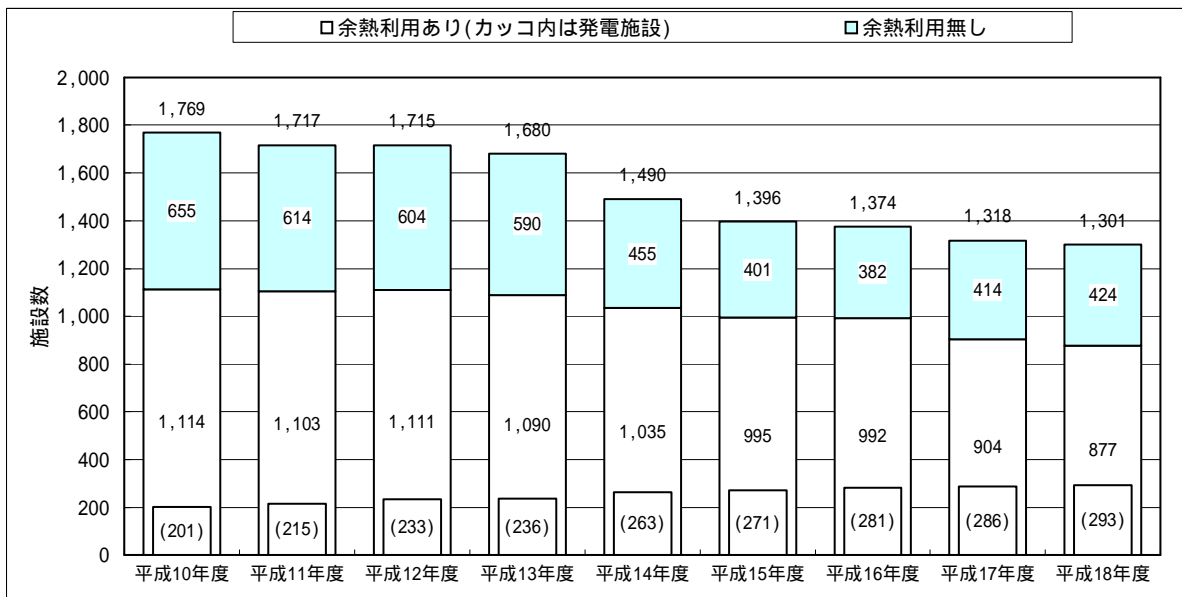


図 - 1 2 ごみ焼却施設の余熱利用の推移

発電設備を有する施設は293施設で全ごみ焼却施設の22.5%を占め、発電能力の合計は 1,590 千kWである（表 - 4）。また、総発電電力量は7,190GWhであり、約199万世帯分^{（注10）}の年間電力使用量に相当する。

注10：電気事業連合会の推計値（一世帯当たりの電力消費量301.6kWh/月（平成16年度））をもとに算出。

表 - 4 ごみ焼却施設の発電の状況

| | |
|--------------|---------------|
| 発電施設数 | 293 (286) |
| 総発電能力 (千kW) | 1,590 (1,512) |
| 発電効率(平均) (%) | 10.93 (10.70) |
| 総発電電力量 (GWh) | 7,190 (7,090) |

（カッコ内は平成17年度データ）

また、ごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から求められるごみ処理量当たりの発電電力量は増加しており（図 - 1 3）、発電の効率化が進んでいる。

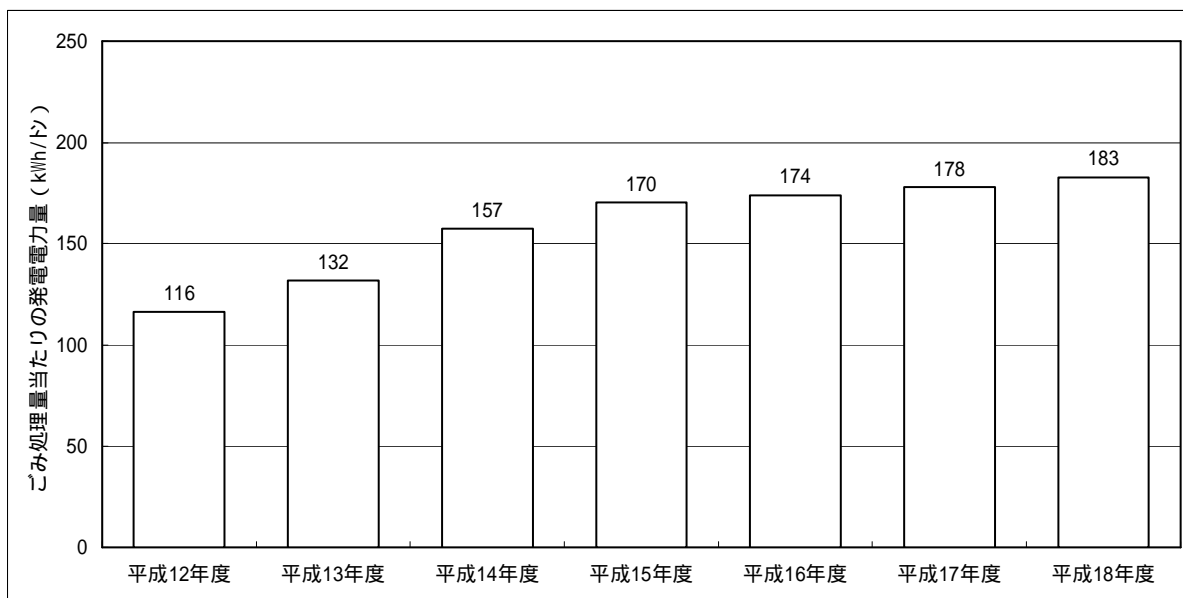


図 - 1 3 ごみ処理量当たりの発電電力量

注11：ごみ処理量当たりの発電電力量（kWh/ト） =
$$\frac{\text{ごみ焼却施設における年間総発電電力量（kWh）}}{\text{ごみ焼却施設におけるごみの年間処理量（ト）}}$$

発電設備を有する施設のうち、発電効率が10%以上の施設は177施設（17年度 164施設）であり、全体（注12）の60%（17年度 57%）を占める。うち、発電効率が20%以上の施設は12施設（17年度 12施設）にとどまる（図 - 1 4）。

図 - 1 5 ごみ焼却施設の発電効率別の施設数

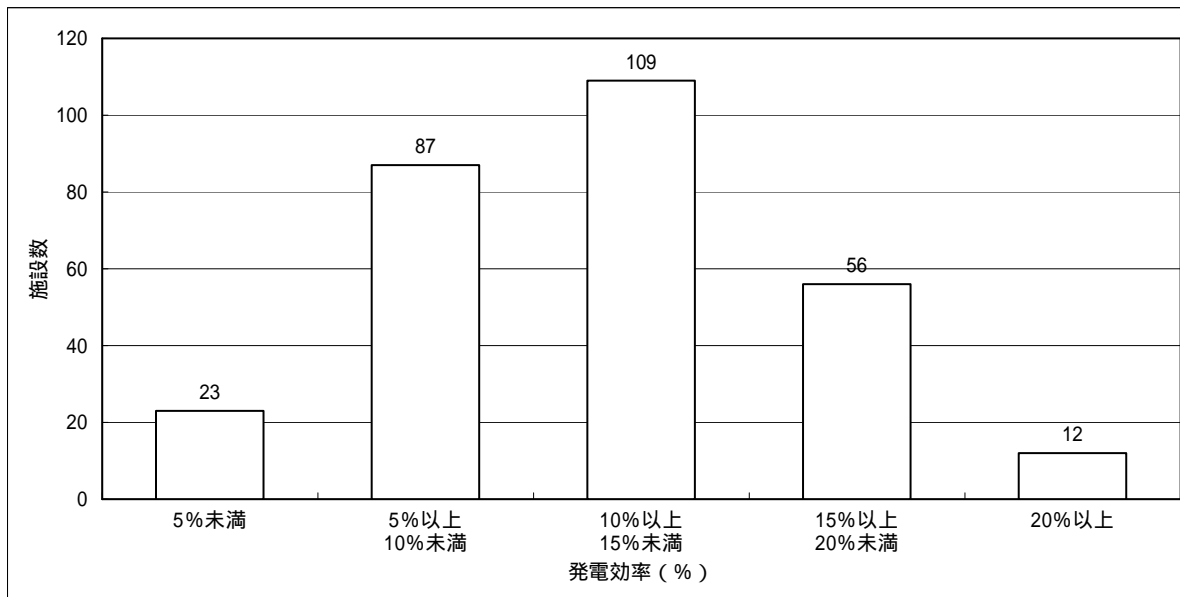


図 - 1 4 ごみ焼却施設の発電効率別の施設数（注12）

注12：新規及び休止中により発電効率データがない16施設については、計上していない。

発電能力が5,000kW未満の施設は200施設であり、全体の68%を占める。このうち、1,000kW以上2,000kW未満（注13）という比較的小規模な発電設備を有する施設の数が最も多い（図 - 1 5）。

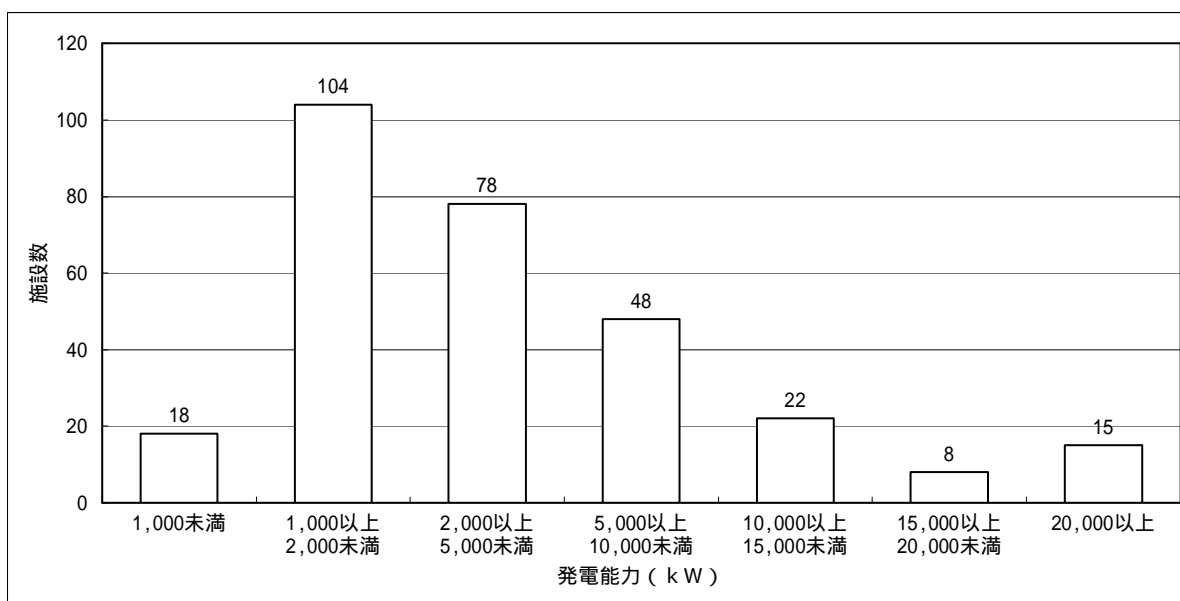


図 - 1 5 ごみ焼却施設の発電能力別の施設数

注13：電力品質確保に係る系統連係技術要件ガイドライン（平成16年10月、資源エネルギー庁）によると、「発電設備等の一設置者当たりの電力容量が原則として2,000kW未満の発電設備等は一定の技術要件を満たす場合には、高圧配電線と連係することができる。」とされている。

各都道府県におけるごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から、ごみ処理量当たりの発電電力量を比較すると、地域でばらつきが大きく、ごみ発電の整備水準は地域差が著しい（図 - 16）。

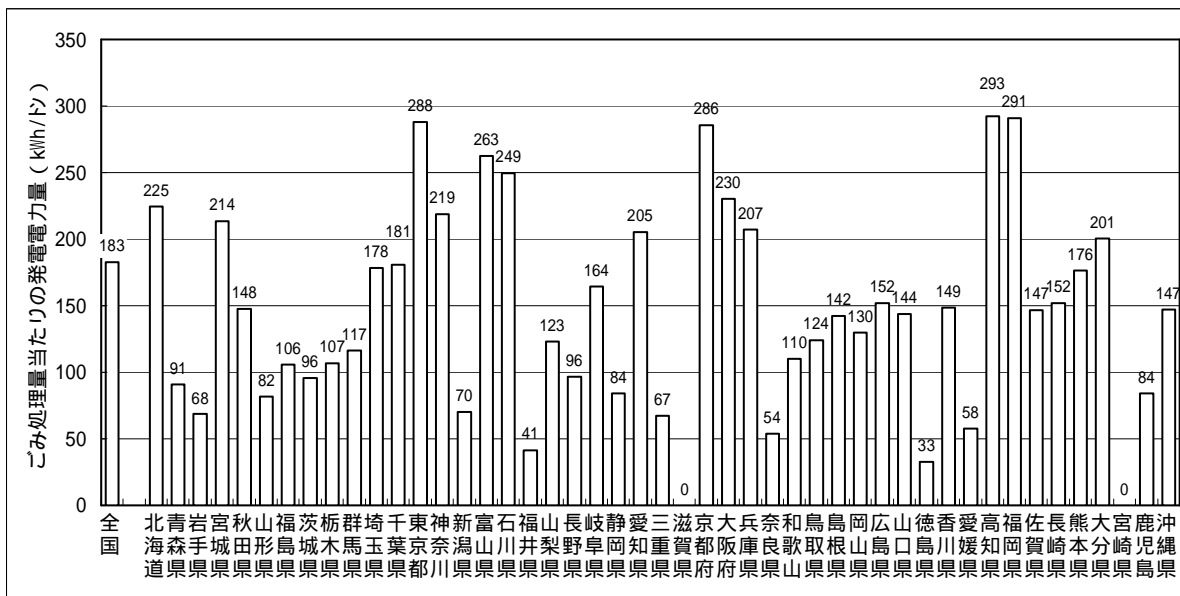


図 - 16 都道府県別のごみ処理量当たりの発電電力量

（参考）

廃棄物処理施設整備計画において、平成24年度のごみ焼却施設の総発電能力の目標値は2,500 MWである。

ごみ焼却施設について、高効率発電（少なくとも発電効率10%以上）を行う熱回収施設への転換が急務となっている。

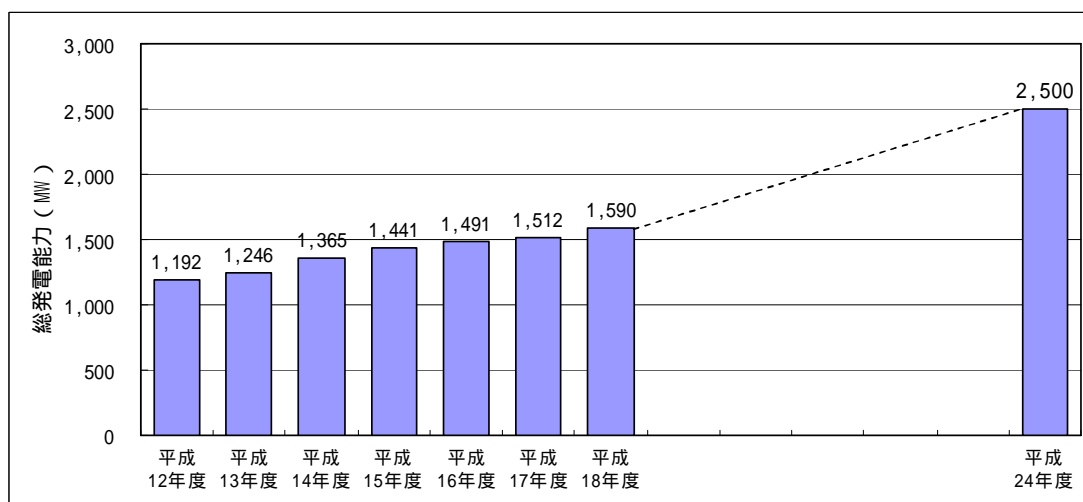


図 - 17 総発電能力の推移

3. 最終処分場の整備状況

(1) 残余年数と残余容量

平成18年度末現在、一般廃棄物最終処分場は1,853施設（うち平成18年度中の新設は28施設）、残余容量は130,359千m³であり、残余容量は減少している。残余年数^(注14)は全国平均で15.6年であり、最終処分量の減少により見かけ上は増加している（表 - 5、図 - 18）。

大都市圏における残余年数の状況については、首都圏^(注15)では17.0年（17年度 15.0年）、近畿圏^(注15)では12.5年（17年度 12.0年）であった。

注14：残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出される。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ごみ比重}} \quad (\text{埋立ごみ比重は } 0.8163 \text{ とする。})$$

注15：首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。

表 - 5 一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移^(注16)

| 区分 年度 | 最終処分場数 | | | | | 埋立面積 (千m ²) | 全体容量 (千m ³) | 残余容量 (千m ³) | 残余年数 (年) |
|----------|--------|----|----|-----|-------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|
| | 山間 | 海面 | 水面 | 平地 | 計 | | | | |
| 9年度 | 1,620 | 33 | 24 | 589 | 2,266 | 52,943 | 492,341 | 172,047 | 11.7 |
| 10年度 | 1,546 | 32 | 21 | 529 | 2,128 | 51,987 | 493,501 | 178,393 | 12.8 |
| 11年度 | 1,503 | 30 | 19 | 513 | 2,065 | 51,508 | 501,168 | 172,088 | 12.9 |
| 12年度 | 1,520 | 30 | 18 | 509 | 2,077 | 49,633 | 471,719 | 164,937 | 12.8 |
| 13年度 | 1,504 | 29 | 17 | 509 | 2,059 | 49,096 | 468,702 | 160,347 | 13.2 |
| 14年度 | 1,499 | 28 | 19 | 501 | 2,047 | 48,609 | 469,400 | 152,503 | 13.8 |
| 15年度 | 1,491 | 27 | 17 | 504 | 2,039 | 48,695 | 471,943 | 144,816 | 14.0 |
| 16年度 | 1,464 | 25 | 16 | 504 | 2,009 | 47,554 | 449,493 | 138,259 | 14.0 |
| 17年度 | 1,339 | 24 | 15 | 465 | 1,843 | 45,634 | 449,203 | 132,976 | 14.8 |
| 18年度 | 1,346 | 25 | 13 | 469 | 1,853 | 45,972 | 457,217 | 130,359 | 15.6 |

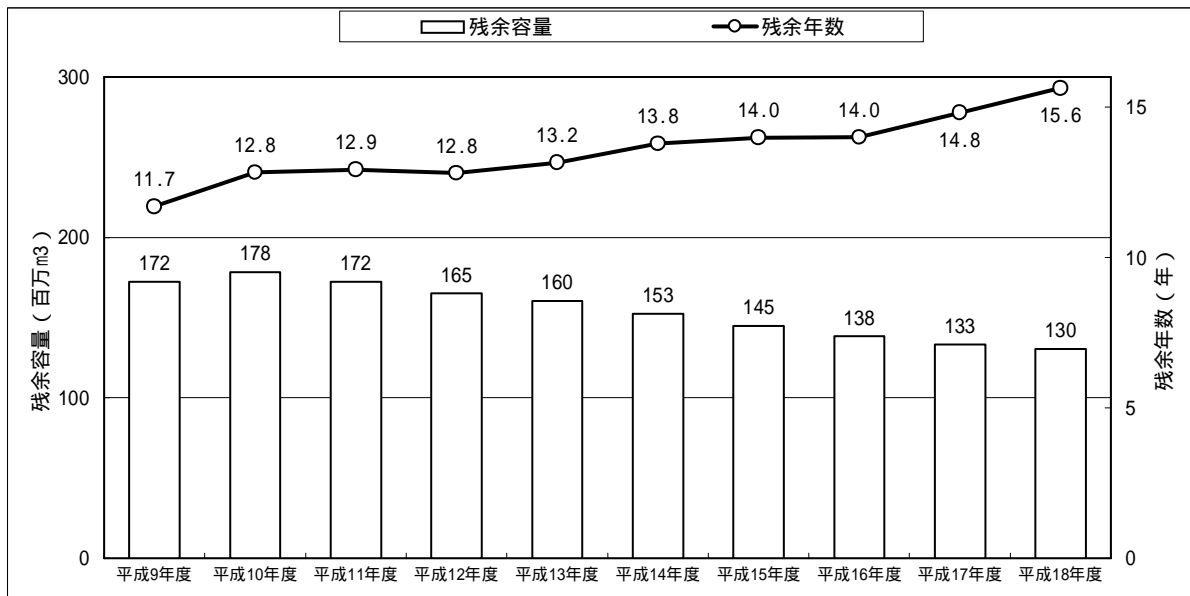


図 - 18 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移^(注14)

注16：平成17年度において航空測量等により修正された残余容量のうち、増量分（7,737千m³）を平成16年度以前のデータに上のせし、各年度の残余容量及び残余年数を算出した。そのため、平成16年度発表数値と異なる。

最終処分場の整備状況は、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きい(図 - 19、20)。

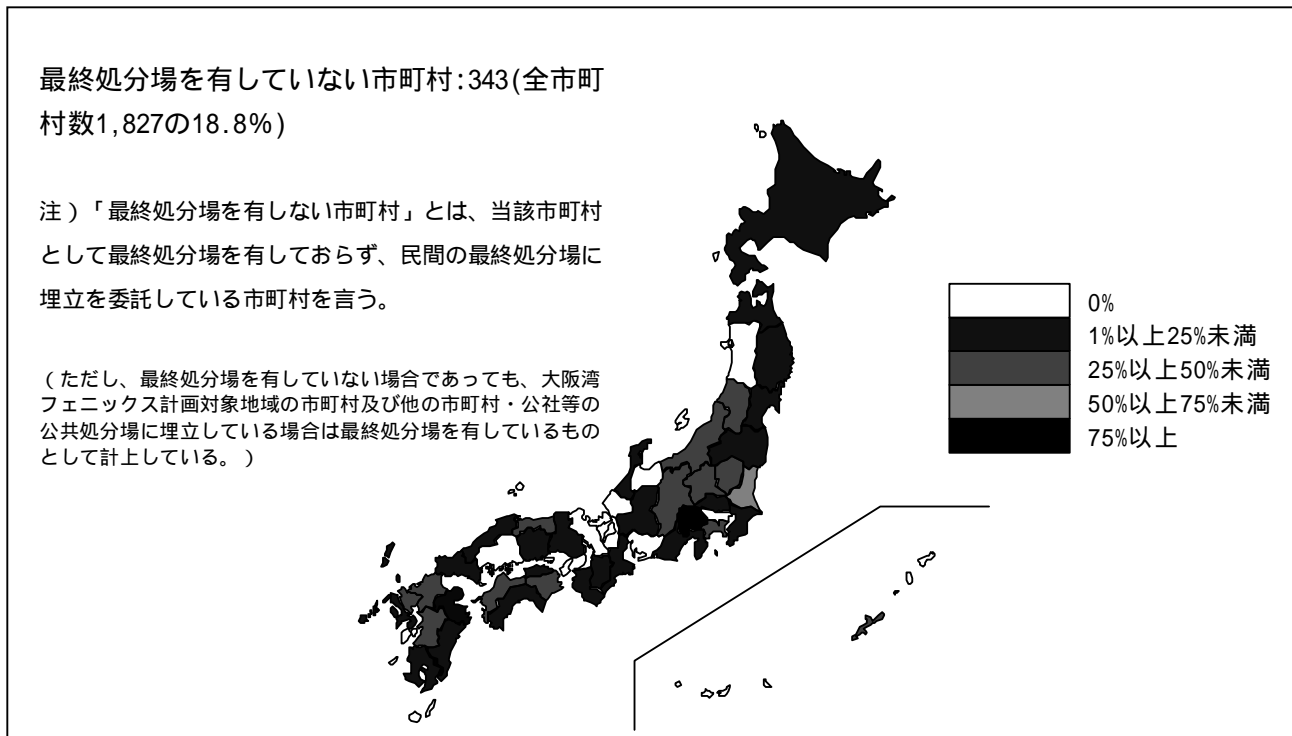


図 - 19 一般廃棄物最終処分場を有していない市町村の割合

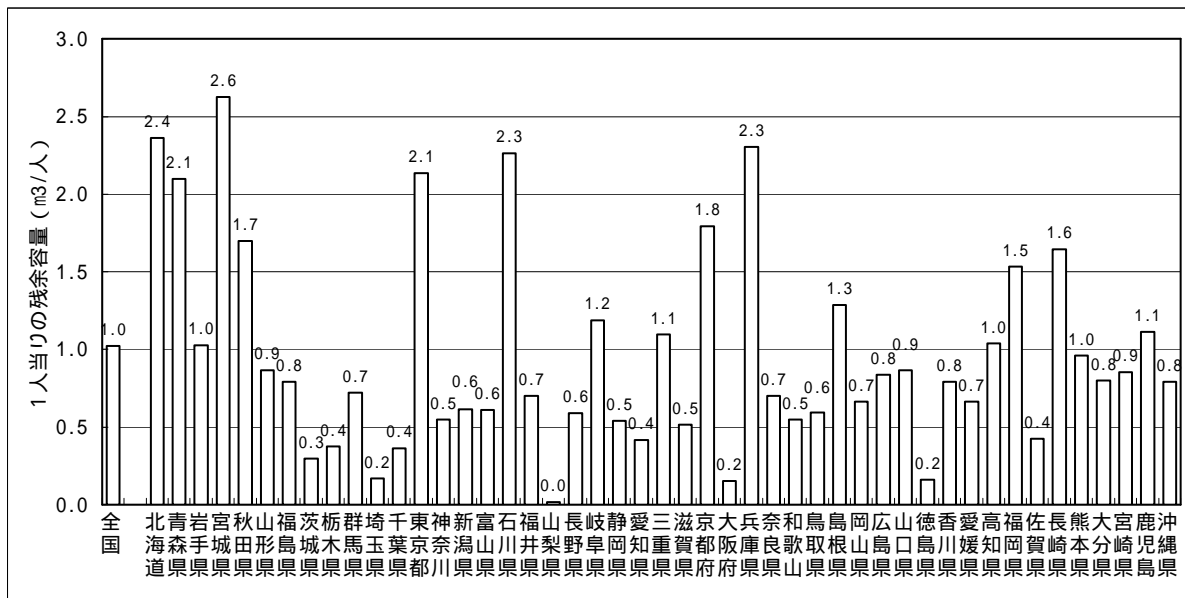


図 - 20 都道府県別の一人当たりの残余容量

(2) 最終処分を目的とした一般廃棄物の都道府県の区域を越える広域移動の状況

平成18年度に、自都道府県外の施設に最終処分を目的として搬出された一般廃棄物の合計は、35万トン（最終処分量全体の5.1%）である。

埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、愛知県及び茨城県の6県で241千トン、全体の69%を占めている（図-21）。

関東ブロックで13.2%の廃棄物が、中部ブロックで8.2%の廃棄物が自都道府県外に搬出されている。これらのブロックでは最終処分場の確保ができず、一般廃棄物の都道府県外への流出が見られる状況である（表-6、図-22）。

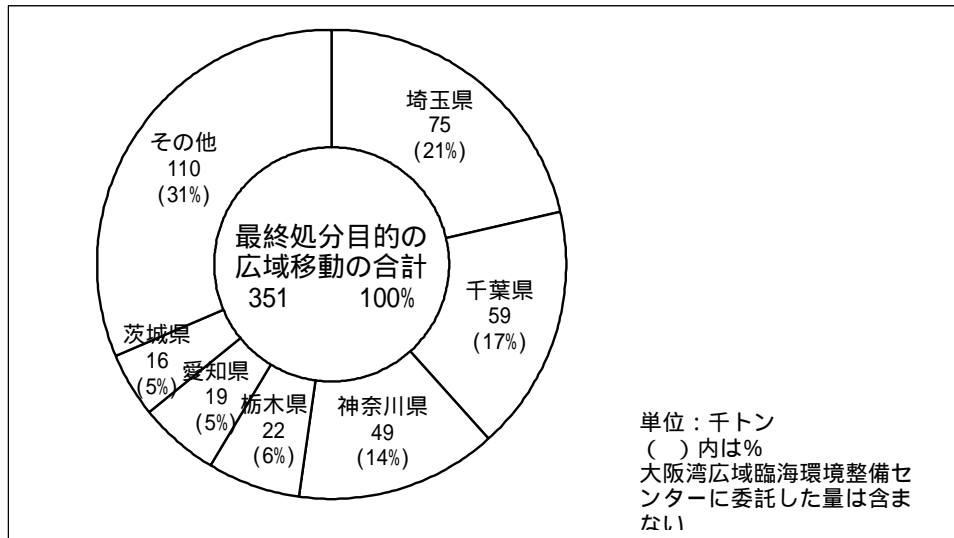


図 - 2 1 最終処分を目的とした一般廃棄物の広域移動の状況

表 - 6 最終処分量の都道府県外への移動状況

(単位：千トン)

| ブロック名 | 最終処分量 | 都道府県外への移動量 | |
|--------|-------|------------|--------|
| | | 千トン | 割合 (%) |
| 北海道・東北 | 1,166 | 3 | 0.3% |
| 関東 | 1,775 | 234 | 13.2% |
| 中部 | 995 | 82 | 8.2% |
| 近畿 | 1,530 | 8 | 0.5% |
| 中国 | 367 | 3 | 0.8% |
| 四国 | 194 | 5 | 2.6% |
| 九州・沖縄 | 782 | 16 | 2.0% |
| 合計 | 6,809 | 351 | 5.1% |

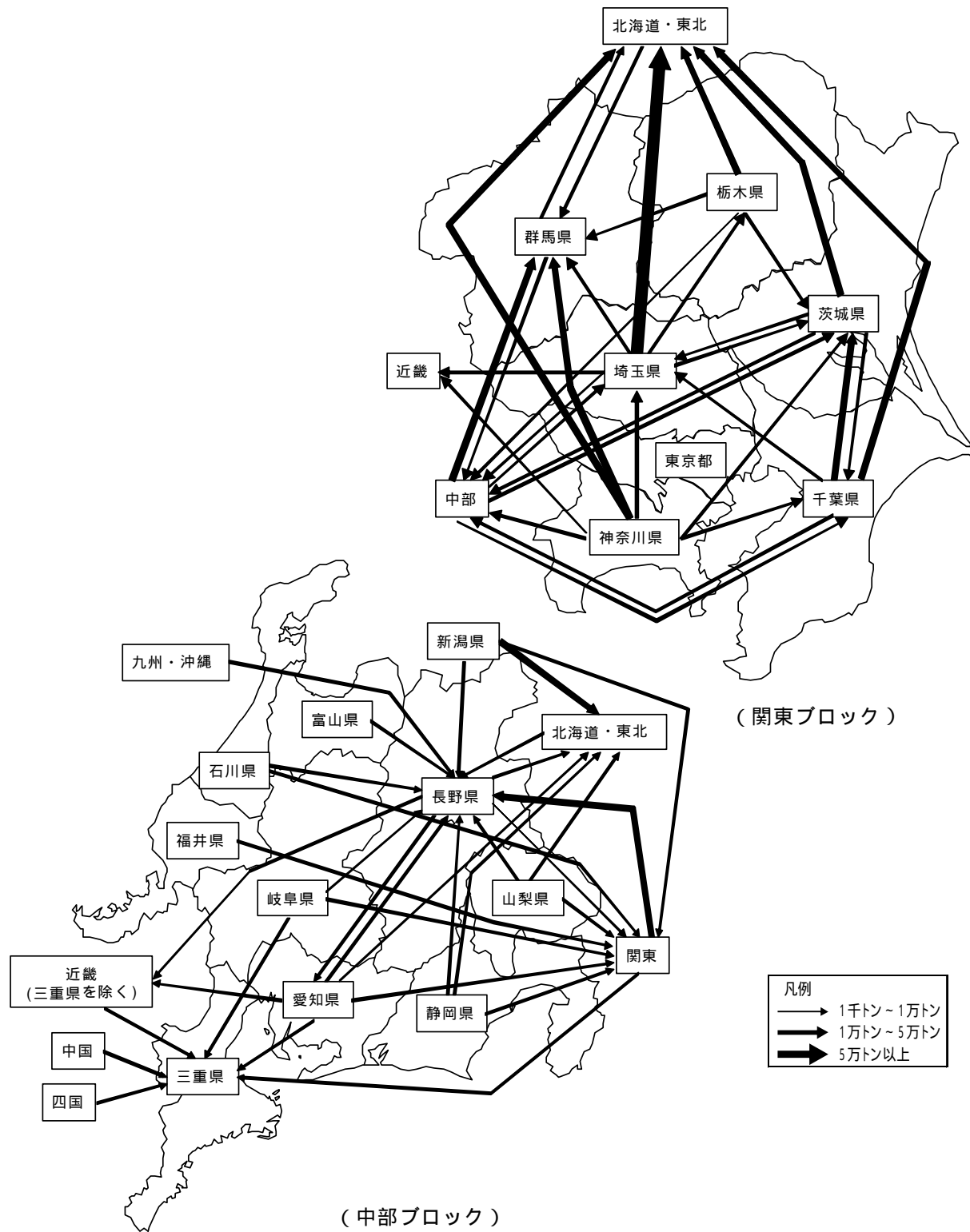


図 - 2.2 関東、中部ブロックの広域移動状況

(参考)

- 最終処分場については、関東、中部ブロックにおいて、ブロック内での十分な処分先の確保が出来ていないことが明らかになっている。
- ブロック内での最終処分場の確保や、溶融スラグ化して公共工事に再生利用すること等によって安定的な最終処分先の確保が急務となっている。

4. ごみ収集手数料の状況

ごみ収集について、収集区分の一部又は全部を有料化している自治体数は、生活系ごみに関しては全市区町村の1,827(17年度実績1,844)のうち、1,347自治体(73.7%) (17年度1,327自治体(72.0%))、事業系ごみに関しては1,468自治体(80.4%) (17年度1,467(79.6%))である(図-23)。

粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している自治体数は、生活系ごみに関しては、1,049自治体(57.4%) (17年度1,031自治体(55.9%))、事業系ごみに関しては1,466自治体(80.2%) (17年度1,462自治体(79.3%))である(図-24)。

ごみ収集について、有料化を採用する自治体の割合は増加している。

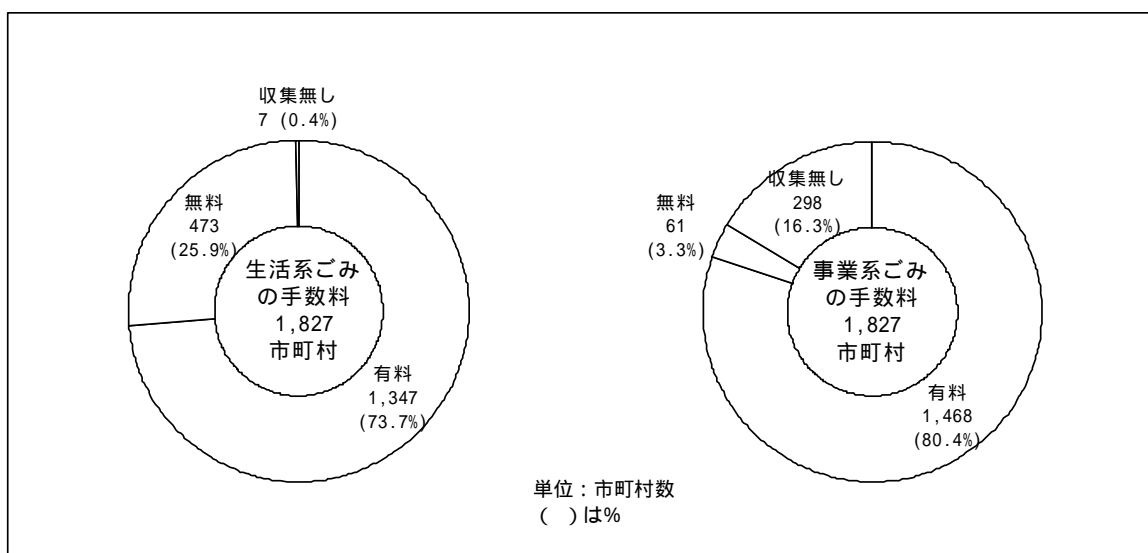


図 - 2 3 ごみ収集手数料の有料化の状況

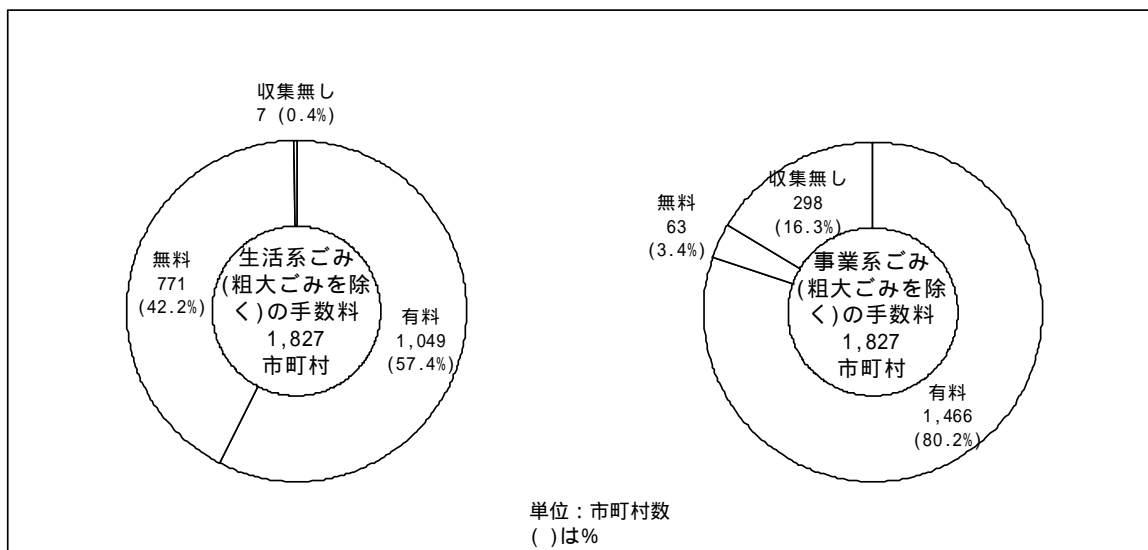
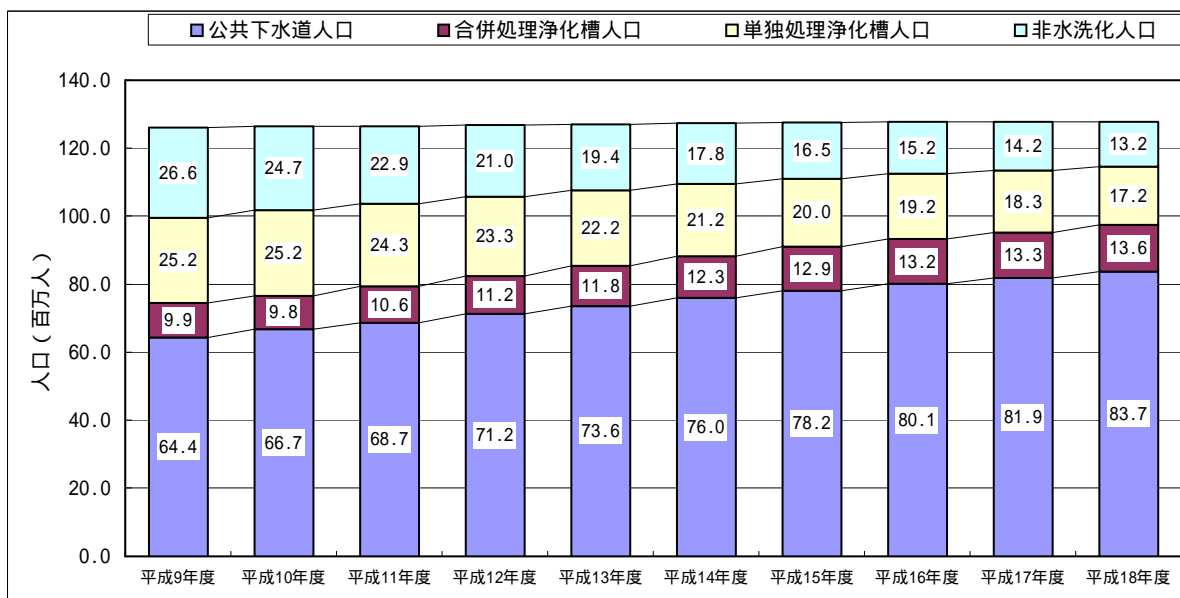


図 - 2 4 ごみ収集手数料の有料化の状況(粗大ごみを除く)

し尿処理

1. 水洗化の状況

総人口12,778万人のうち、水洗化人口^(注17)は11,458万人(89.7%)(17年度 11,353万人(88.9%))である。うち、浄化槽人口^(注18)が3,083万人(24.1%)(17年度 3,165万人(24.8%))、公共下水道人口が8,374万人(65.5%)(17年度 8,188万人(64.1%))となっている。一方、非水洗化人口はなお、1,320万人(10.3%)(17年度 1,419万人(11.1%))である(図-25)。



グラフ中の数値はそれぞれの構成人口(百万人)である。

図 - 2 5 し尿処理形態の推移

注17：水洗化人口 = 公共下水道人口 + 浄化槽人口

注18：浄化槽人口 = 合併浄化槽人口 + 単独浄化槽人口

2. くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は合計で2,596万k（17年度 2,636万k）であり、それぞれの内訳を図-26に示す。うち、し尿処理施設又は下水道投入によって処理された量は合計で2,539万k（97.8%）（17年度 2,558万k（97.0%））であり、計画処理量の大部分を占める。

海洋投入によって処分された量は、くみ取りし尿が12万k（17年度 19万k）、浄化槽汚泥が27万k（17.0年度 43万k）である。

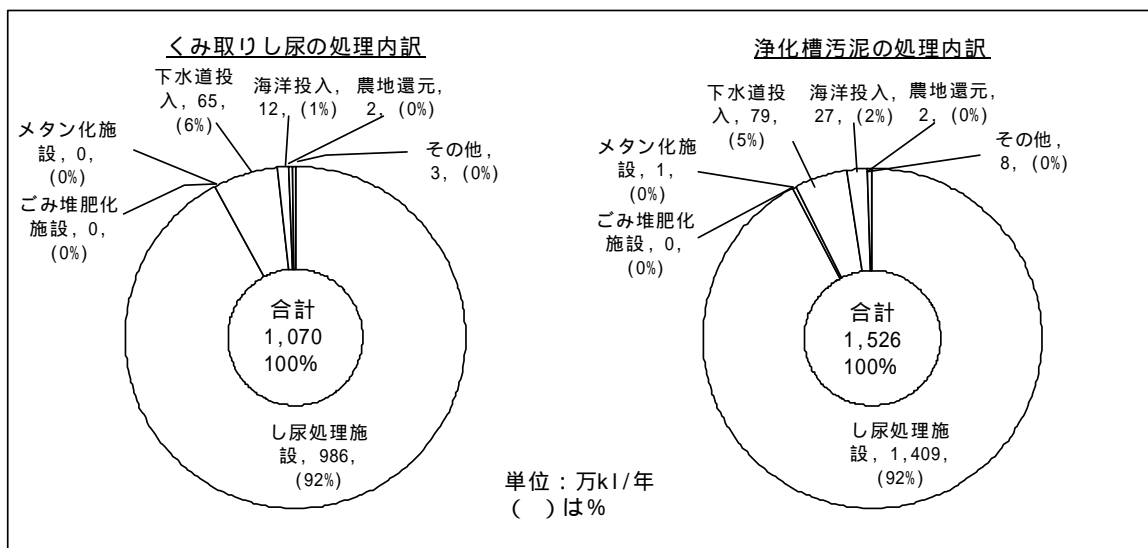


図 - 26 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理内訳

し尿処理施設において処理された後に発生する残渣は145万トンであり、そのうち、し尿処理施設内又はごみ焼却施設で焼却処分された量は残渣全体の約80%となる。この他の残渣の一部は、堆肥化やメタン化等により再資源化されている（図-27）。

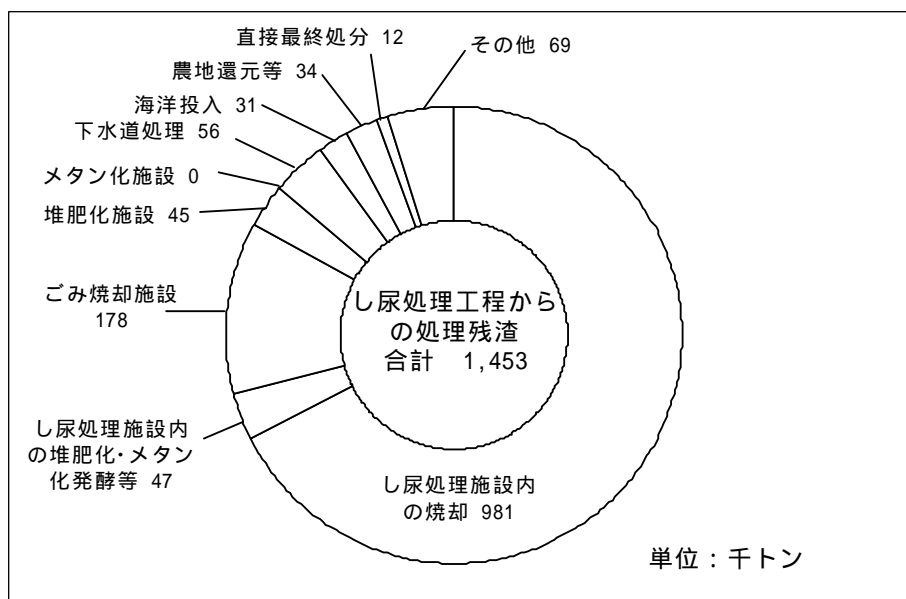


図 - 27 し尿処理施設の処理工程からの処理残渣の処理内訳

また、海洋投入処分量及びその処分割合は海洋投入処分が平成19年1月末をもって終了となるため年々減少し、陸上処分への転換が進んでいる（図 - 28）。

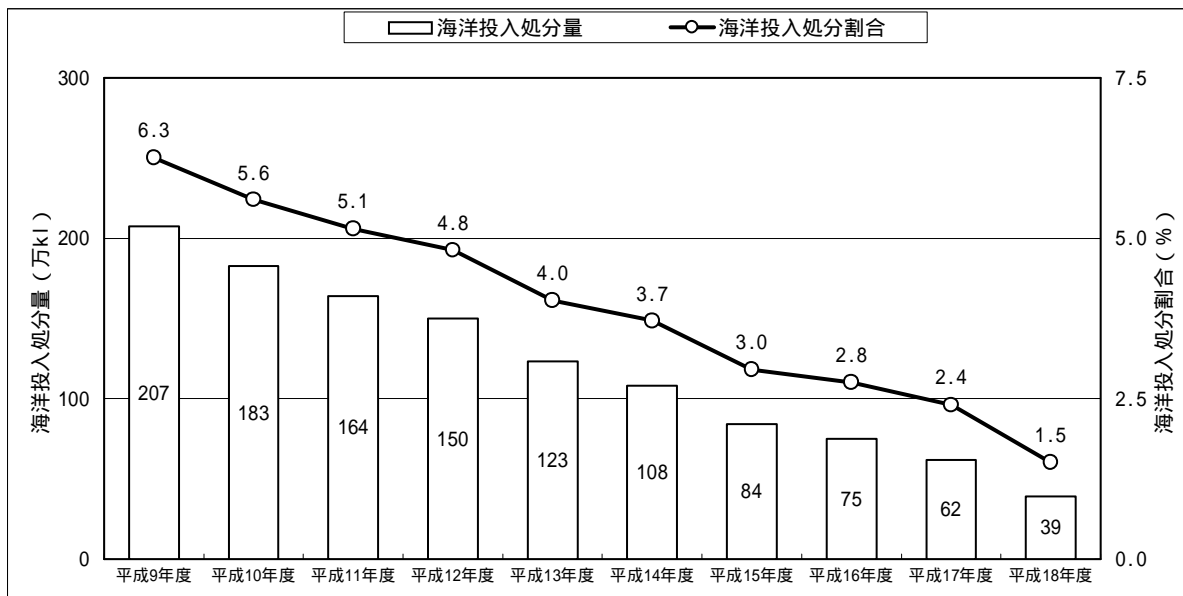


図 - 28 海洋投入処分状況の推移

廃棄物処理事業経費の状況

市区町村及び一部事務組合が、一般廃棄物の処理に要した経費（ごみ処理事業経費及びし尿処理事業経費の合計）は、21,344億円（17年度 22,161億円）である。

1. ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費は、18,627億円であり、国民1人当たり換算すると、14,600円となる（図 - 29）。平成13年度まで増加していたが、平成14年度以降減少に転じ、平成16年以降はほぼ横ばいとなっている。これは、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するための中間処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためである。一方、処理及び維持管理費は増加又は横ばいの状況で、この面での効率化が課題となっている（図 - 30、31）。

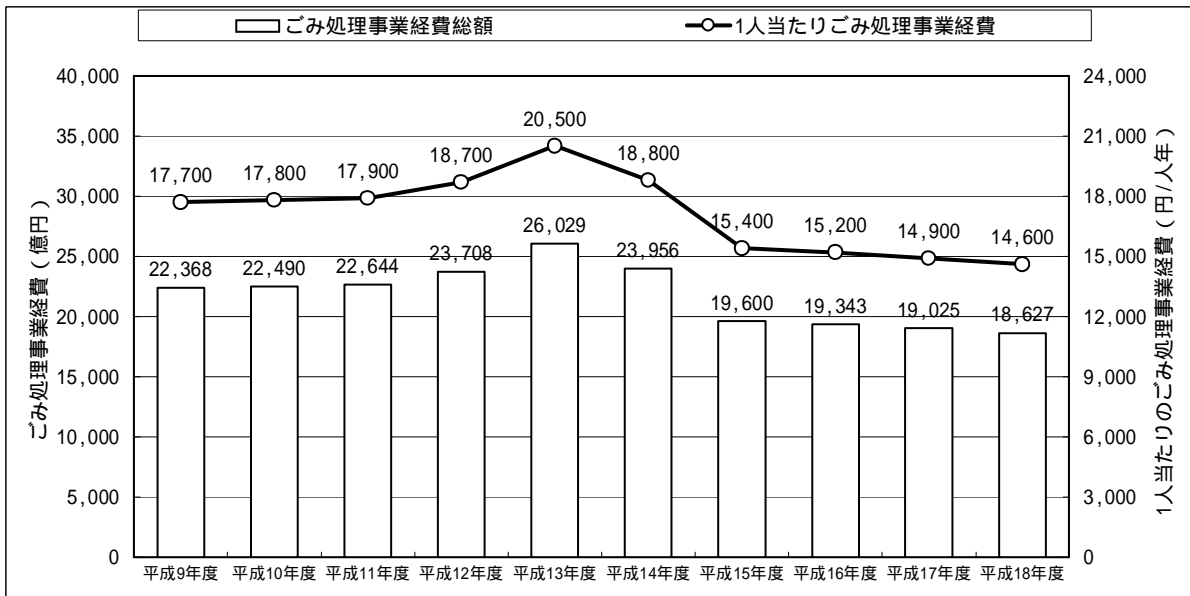


図 - 29 ごみ処理事業経費の推移

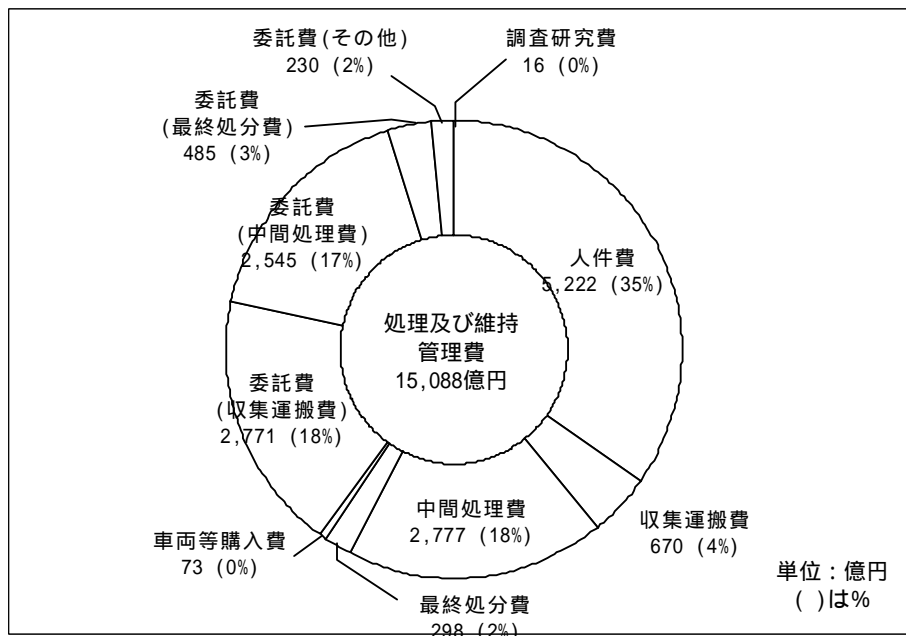


図 - 30 処理及び維持管理費の内訳

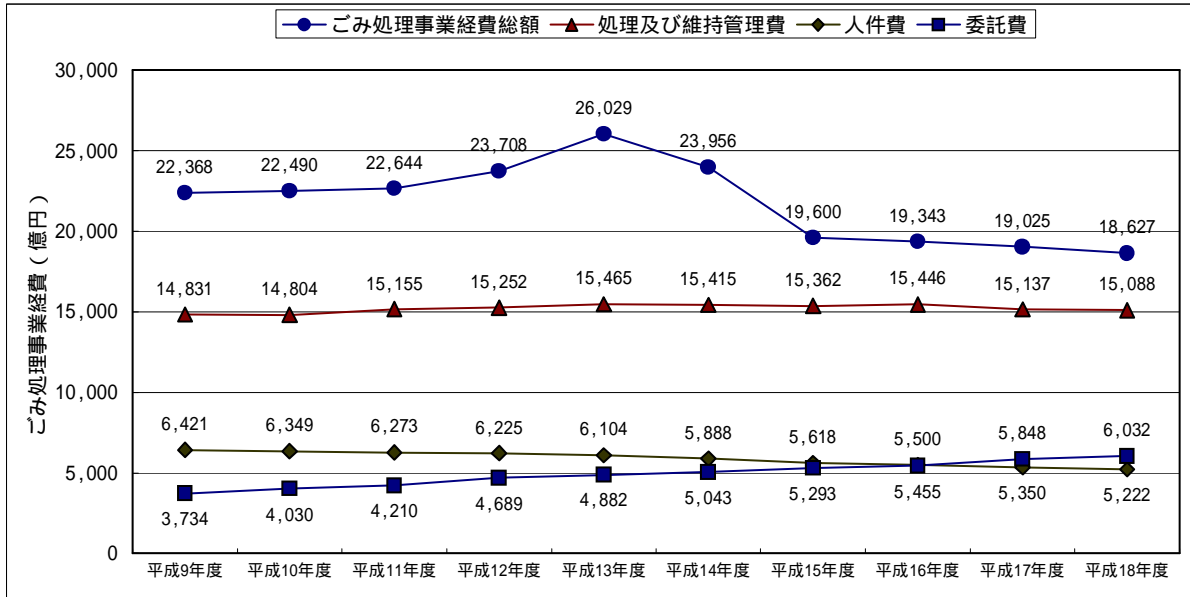


図 - 3 1 項目別ごみ処理事業経費の推移

2. し尿処理事業経費

し尿処理事業経費は、2,718億円であり、し尿処理対象人口（非水洗化人口及び浄化槽人口の合計）1人あたりに換算すると、6,200円となる（図 - 3 2）。

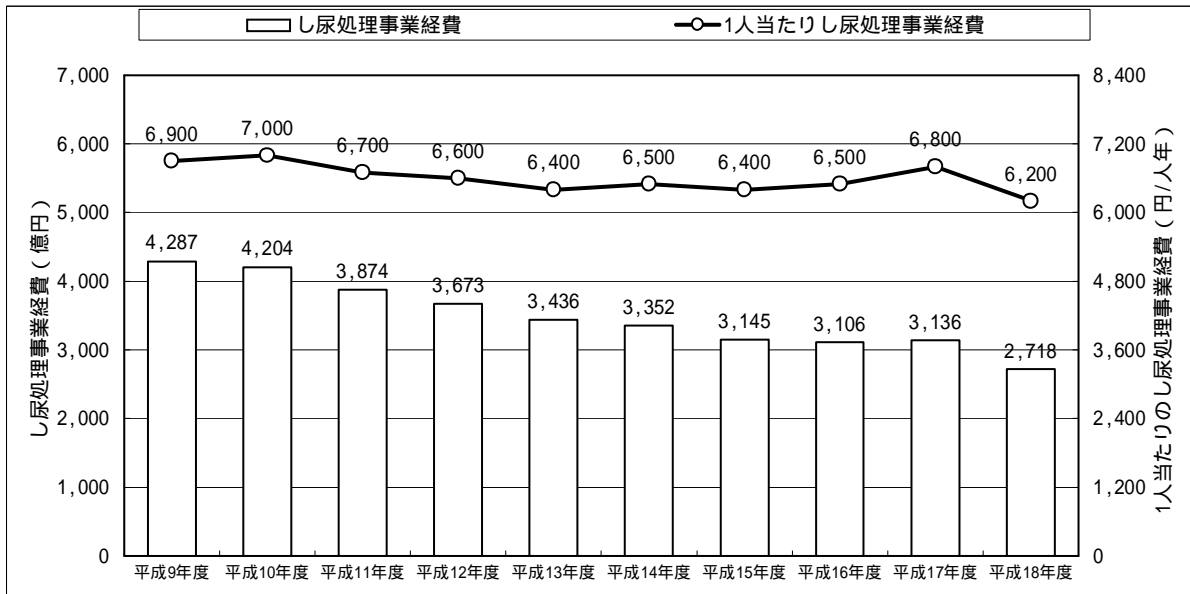


図 - 3 2 し尿処理事業経費の推移

3 R 取組上位市町村

表 - 7 リデュース(1人1日当たりのごみ排出量)取組の上位10位市町村

| 人口10万人未満 | | 人口10万人以上50万人未満 | | 人口50万人以上 | |
|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 |
| 1. 奈良県 野迫川村 138.8g/人/日 | 1. 奈良県 野迫川村 148.0g/人/日 | 1. 沖縄県 うるま市 755.1g/人/日 | 1. 沖縄県 うるま市 751.0g/人/日 | 1. 愛媛県 松山市 908.7g/人/日 | 1. 東京都 八王子市 963.0g/人/日 |
| 2. 徳島県 佐那河内村 297.5g/人/日 | 2. 沖縄県 伊是名村 236.0g/人/日 | 2. 長野県 佐久市 774.4g/人/日 | 2. 長野県 佐久市 755.0g/人/日 | 2. 東京都 八王子市 964.1g/人/日 | 2. 広島県 広島市 1,000.0g/人/日 |
| 3. 福島県 葛尾村 301.5g/人/日 | 3. 福島県 葛尾村 280.0g/人/日 | 3. 東京都 小金井市 798.8g/人/日 | 3. 茨城県 筑西市 832.0g/人/日 | 3. 広島県 広島市 969.6g/人/日 | 3. 愛媛県 松山市 1,056.0g/人/日 |
| 4. 徳島県 神山町 308.6g/人/日 | 4. 徳島県 佐那河内村 287.0g/人/日 | 4. 長野県 飯田市 809.9g/人/日 | 4. 長野県 飯田市 834.0g/人/日 | 4. 神奈川県 横浜市 1,045.8g/人/日 | 4. 神奈川県 横浜市 1,074.0g/人/日 |
| 5. 福島県 飯館村 323.0g/人/日 | 5. 徳島県 神山町 303.0g/人/日 | 5. 岩手県 一関市 825.5g/人/日 | 5. 東京都 小金井市 843.0g/人/日 | 5. 鹿児島県 鹿児島市 1,050.0g/人/日 | 5. 鹿児島県 鹿児島市 1,088.0g/人/日 |
| 6. 長野県 南牧村 358.2g/人/日 | 6. 福島県 飯館村 314.0g/人/日 | 6. 東京都 日野市 848.4g/人/日 | 6. 神奈川県 座間市 857.0g/人/日 | 6. 神奈川県 相模原市 1,073.8g/人/日 | 6. 神奈川県 相模原市 1,104.0g/人/日 |
| 7. 長野県 泰阜村 365.3g/人/日 | 7. 長野県 泰阜村 351.0g/人/日 | 7. 茨城県 筑西市 851.0g/人/日 | 7. 東京都 日野市 857.0g/人/日 | 7. 神奈川県 川崎市 1,107.0g/人/日 | 7. 神奈川県 川崎市 1,114.0g/人/日 |
| 8. 宮崎県 野尻町 370.6g/人/日 | 8. 福島県 鮫川村 361.0g/人/日 | 8. 静岡県 掛川市 857.3g/人/日 | 8. 鹿児島県 薩摩川内市 862.0g/人/日 | 8. 静岡県 浜松市 1,117.4g/人/日 | 8. 静岡県 浜松市 1,128.0g/人/日 |
| 9. 長野県 中川村 372.2g/人/日 | 9. 長野県 中川村 366.0g/人/日 | 9. 東京都 東村山市 857.9g/人/日 | 9. 埼玉県 富士見市 865.0g/人/日 | 9. 埼玉県 さいたま市 1,126.9g/人/日 | 9. 埼玉県 さいたま市 1,131.0g/人/日 |
| 10. 長野県 川上村 375.3g/人/日 | 10. 宮崎県 都農町 373.0g/人/日 | 9. 東京都 西東京市 857.9g/人/日 | 10. 東京都 西東京市 865.0g/人/日 | 10. 愛知県 名古屋市長古屋市 1,142.4g/人/日 | 10. 愛知県 名古屋市長古屋市 1,145.0g/人/日 |

表 - 8 リサイクル(リサイクル率^(注19))取組の上位10位市町村

| 人口10万人未満 | | 人口10万人以上50万人未満 | | 人口50万人以上 | |
|---------------------------|------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 |
| 1. 鹿児島県 大崎町 80.0 % | 1. 宮崎県 椎葉村 77.2 % | 1. 神奈川県 鎌倉市 50.0 % | 1. 神奈川県 鎌倉市 48.6 % | 1. 東京都 八王子市 32.1 % | 1. 東京都 八王子市 27.7 % |
| 2. 長野県 筑北村 76.6 % | 2. 長野県 筑北村 75.8 % | 2. 東京都 調布市 48.5 % | 2. 岡山県 倉敷市 48.5 % | 2. 神奈川県 横浜市 26.0 % | 2. 愛知県 名古屋市長古屋市 25.5 % |
| 3. 徳島県 上勝町 75.5 % | 3. 長野県 平谷村 74.7 % | 3. 東京都 小金井市 46.6 % | 3. 東京都 調布市 43.6 % | 3. 千葉県 千葉市長古屋市 24.9 % | 3. 神奈川県 横浜市 24.6 % |
| 4. 鹿児島県 志布志市 72.5 % | 4. 鹿児島県 志布志市 73.1 % | 4. 岡山県 倉敷市 46.5 % | 4. 東京都 小金井市 39.6 % | 4. 愛知県 名古屋市長古屋市 24.4 % | 4. 千葉県 千葉市長古屋市 22.9 % |
| 5. 岐阜県 東白川村 67.8 % | 5. 徳島県 上勝町 72.2 % | 5. 東京都 東村山市 42.8 % | 5. 新潟県 長岡市 38.9 % | 5. 埼玉県 さいたま市長古屋市 22.5 % | 5. 埼玉県 さいたま市長古屋市 22.4 % |
| 6. 北海道 本別町 66.6 % | 6. 鹿児島県 大崎町 69.6 % | 6. 東京都 三鷹市 42.2 % | 6. 神奈川県 横須賀市 38.8 % | 6. 兵庫県 姫路市長古屋市 21.9 % | 6. 千葉県 船橋市長古屋市 21.0 % |
| 7. 徳島県 神山町 58.3 % | 7. 新潟県 小千谷市 68.0 % | 7. 千葉県 我孫子市長古屋市 40.9 % | 7. 千葉県 我孫子市長古屋市 37.7 % | 7. 千葉県 船橋市長古屋市 20.9 % | 7. 兵庫県 姫路市長古屋市 19.8 % |
| 8. 鹿児島県 屋久町 57.1 % | 8. 北海道 本別町 65.5 % | 8. 東京都 国分寺市長古屋市 40.5 % | 8. 神奈川県 海老名市長古屋市 37.3 % | 8. 静岡県 浜松市長古屋市 19.3 % | 8. 静岡県 浜松市長古屋市 19.8 % |
| 9. 鹿児島県 垂水市長古屋市 56.9 % | 9. 長野県 清内路村 64.2 % | 9. 神奈川県 海老名市長古屋市 39.9 % | 9. 東京都 三鷹市長古屋市 37.1 % | 9. 新潟県 新潟市長古屋市 18.8 % | 9. 新潟県 新潟市長古屋市 17.8 % |
| 10. 長野県 清内路村 56.1 % | 10. 長野県 川上村 61.1 % | 10. 神奈川県 横須賀市長古屋市 38.2 % | 10. 東京都 国分寺市長古屋市 35.4 % | 10. 神奈川県 相模原市長古屋市 18.1 % | 10. 静岡県 静岡市長古屋市 16.9 % |

注19：ごみ燃料化施設及びセメント原燃料化施設にて中間処理された量を中間処理後再生利用量から差し引きリサイクル率を算出

表 - 9 エネルギー回収(ごみ処理量当たりの発電電力量)取組の上位10位市町村

| | | | |
|----------------|----------|---------------------|------------|
| 平成 18 年度 | 1. 千葉県 | 千葉市 | 698 kWh/トン |
| | 2. 福岡県 | 北九州市 | 684 kWh/トン |
| | 3. 大阪府 | 大阪市 | 568 kWh/トン |
| | 4. 埼玉県 | 東埼玉資源環境組合 | 545 kWh/トン |
| | 5. 兵庫県 | 尼崎市 | 517 kWh/トン |
| | 6. 大阪府 | 大阪市 | 516 kWh/トン |
| | 7. 北海道 | 札幌市 | 505 kWh/トン |
| | 8. 大阪府 | 大阪市 | 504 kWh/トン |
| | 9. 富山県 | 富山地区広域圏事務組合 | 496 kWh/トン |
| | 10. 神奈川県 | 横浜市 | 478 kWh/トン |
| 平成 17 年度 | 1. 埼玉県 | 東埼玉資源環境組合 | 557 kWh/トン |
| | 2. 石川県 | 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合 | 529 kWh/トン |
| | 3. 富山県 | 富山地区広域圏事務組合 | 505 kWh/トン |
| | 4. 大阪府 | 泉北環境整備施設組合 | 499 kWh/トン |
| | 5. 福岡県 | 北九州市 | 456 kWh/トン |
| | 6. 千葉県 | 千葉市 | 441 kWh/トン |
| | 7. 奈良県 | 橿原市 | 434 kWh/トン |
| | 8. 佐賀県 | 佐賀市 | 434 kWh/トン |
| | 9. 高知県 | 高知市 | 425 kWh/トン |
| | 10. 北海道 | 十勝環境複合事務組合 | 412 kWh/トン |